



日・EUビジネス・ラウンドテーブル
日・EU両政府への提言

2011年4月28 - 29日 ローマ

ワーキング・パーティ D
金融サービス、会計及び税制

ワーキング・パーティ・リーダー

アクサ
戦略財務オペレーション担当
取締役員
ドゥニ・デュベルヌ

野村アセットマネジメント（株）
取締役会議長
稲野 和利



日本およびEUの産業界から 両政府に対する提言

<金融サービス>

WP-D / #01 / EJ to EJ 金融危機を受けた金融市場改革の進行

- ・ グローバル金融危機を受けて、G20 諸国は、サミットにて合意された金融市場の改革の共通原則である、①透明性及び説明責任の強化、②プルデンシャル規制の拡大、③金融市場における公正性の促進、④国際連携の強化、⑤国際金融機関の改革を実行するべく、行動を起こしている。2010 年 11 月にソウルで開催された G20 サミットを境にして、規制改革の局面が、検討のフェーズから適用のフェーズへ移行している。
- ・ 具体的には、G20 の枠組みの下で、2010 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会からいわゆるバーゼルⅢの規則文書が公表されたことで、新たに国際的に適用される銀行規制の詳細が確定した。今後は 2013 年 1 月のバーゼルⅢの適用開始に向けた各国の国内法化に向けたプロセスに入る。
- ・ また、ソウル・サミットでは、「システム上重要な金融機関 (SIFI ; Systematically Important Financial Institution) 」に関する FSB (金融安定理事会) の提案が採択されたのに続き、グローバルなレベルにおける具体的な SIFI の規制の構築を進めようとしている。加えて、2011 年にはグローバルな SIFI (G-SIFI) の指定が行なわれる見込みである。規模だけでなく、市場での重要性や社会・経済への影響度が大きいと見なされる G-SIFI には、一般の金融機関よりも高い損失吸収力を求め、秩序ある破綻処理を可能とする枠組みが整備されていくプロセスに入る。
- ・ 我々は従来にはない考え方に基づく新たな規制秩序の構築により、金融システムが安定化し、金融機関、市場、商品の透明性及び説明責任が向上し、公正さと誠実さが確保されることを支持する。金融・資本市場及びその制度の安定性は、資金調達を行う事業会社など、市場の利用者にとっても重要である。
- ・ しかしながら、システミック・リスクの計測が極めて困難であり、かつクロス・カントリ、クロス・インダストリーで一貫性のあるデータ取得が困難である状況に鑑みるに、”SIFiness” を図る基準は慎重に策定すべきである。また、対象の指定に際しては、モラルハザードの発生を抑制すべきであり、過度な政治的プロセスを招致しないことにも留意が必要である。システミック・リスクへの対処は、包括的かつマクロ・プルデンシャルな監督の枠組みを通じて行なわれるべきである。

WP-D / # 02 / EJ to EJ 規制改革に際しての留意点

- ・ 同時に、規制改革を進めるに当たっては、留意すべき点もあることを指摘する。金融機関が経済成長を促進する役割を果たす上で革新性・刷新性およびリスク選好度が重要であり、規制とのバランスに留意する必要がある。また、大規模な金融機関に対する規制を厳格化すると、競争条件を歪めることにつながり、かえって大きすぎてつぶせない（TBTF、Too big to fail）金融機関を創り出しかねない点にも留意する必要がある。
- ・ 万能な解決策（＝ワンサイズ・フィッツ・オールの解決策）を見出すのではなく、新しい規制のフレームワークは、各国特有の事情、多様な金融機関を考慮に含め、個々のビジネスモデルと時間的視野を尊重すべきである。また、新しい規制体制には金融活動ごとの異なる経済原理を適切に反映させる必要がある。方法を誤れば、安定性や透明性を向上させるどころか、群衆行動を招き不安定性を高めることになりかねない。
- ・ 金融商品流通市場における流動性の維持が重要であることも認識する必要がある。金融危機で最も問題だったのは、流通市場における流動性の枯渇であった。金融危機の再発防止のためには規制改革を推進することも重要だが、流通市場における流動性の枯渇を防止することも平行して考えていく必要がある。金融危機後、経済成長の牽引役を期待されるアジア諸国の多くは、資本市場の役割が小さく、伝統的な銀行中心の金融システムを持つ。そのような諸国で、流通市場の流動性低下と、自己資本規制等による銀行の信用供与の抑制が起きると、企業の資金調達に市場と銀行の両方で制約され、経済活動の活性化が阻害される可能性もある。
- ・ 最もグローバル化が進んだ産業の一つである金融においても、規制や慣行において、とりわけ中小金融機関を中心に、依然として国ごとの多様性が大きいことも念頭に置く必要がある。
- ・ バーゼルⅢでは、銀行が金融機関の資本商品に投資を行う場合には、自己資本からの控除が行われる取扱いとなるが、金融機関間の資本の持ち合いが一般的に行われてきた国での適用には、資本保有の制限がもたらし得る影響に鑑み、十分な猶予期間を確保するなど、慎重な対応が求められる。また、金融規制当局が設計した、コンティンジェント・キャピタルやベイル・イン（金融機関の破綻時に、事前の取決めにに基づき、債権者に確実に損失を負担させること）条項付き債務などの規制資本商品の活用は、市場のキャパシティを十分に考慮する必要がある。さらには、FSB を中心としたシャドー・バンキング規制強化の動きは、「影の銀行」が実態経済に果たしている役割を十二分に考慮し、経済活動に支障を来す恐れがない手当てをすることを求める。
- ・ グローバルな規制を議論する際には、国ごと、地域ごとの特性に十分に配慮する必要がある。また、グローバルに、マルチラテラルな議論を通じて、調和のとれた規制を構築

していく必要があると考える。とりわけ、個々の規制を複数導入した際の複合的な影響の出方、経済に与える影響についても、十二分に考慮していく必要がある。

<会計>

WP-D / # 03 / EJ to EJ 日 EU 政府に向けた会計に関する提言

- WP D (及びその前身である WP2) は、基準設定者のガバナンス向上及び会計基準の国際的なコンバージェンスについて提言してきたが、金融危機対応の一環で、金融安定理事会 (FSB) により国際的な基準設定主体の活動に対する戦略的レビューが行われた。また、IASB は、IOSCO、欧州委員会、米 SEC、日本の金融庁を含む外部監督主体を設立した。さらに、IASB と FASB は金融・資本市場の経験豊富なシニア・リーダーから成る金融危機諮問グループ (FCAG) を設立し、金融危機及びグローバルな規制の変化が会計基準設定に与える影響についての助言を受けることとなった。その後 FCAG は、会計基準設定機関の活動に関する広範な報告書を公表している。我々は、これらのコンバージェンス及びガバナンスの向上に向けた活動を歓迎し、今後の進展を注視する。また、日本における IFRS 導入に向けた動きを歓迎し、コンバージェンスに向けた更なる議論に期待する。
- 財務会計の目的として、株主や債権者など、社外のステークホルダーへ財務情報を提供することが挙げられるが、我々は、会計基準策定の際には、経営者の視点も重要であることを強く主張する。会計基準の変更は企業活動に影響を与え、その結果、経済全体へ影響を及ぼす。我々は業績の会計情報としてリサイクリングを前提とする純利益が有益であると考え、企業行動は計上される会計上のコストの影響を受けており、仮にリサイクリングされない項目の増加により純利益に反映されない収益・費用が拡大する場合には、コスト管理や販売価格設定といった基本的な事業活動に支障をきたす懸念がある。
- IASB では金融商品会計の見直しの議論の中で、企業が保有している売却可能有価証券の評価差額について、引き続き「その他包括利益」で認識することとしたことについて、我々はこれを支持する。但し、評価差額を「その他包括利益」で認識した場合、受取配当のみが当期純利益として認識され、有価証券の売却による実現損益は、当期純利益として認識されないこととしたことについては賛同しかねる。
- 実現損益の認識を企業経営者による利益操作の一種とする考え方もあるようだが、我々は、有価証券の売却は、一つの経営の意思表示であり、その際の実現損益を当期純利益として認識するほうが、会計情報として有用であると考え、IASB の優先プロジェクトの一つに掲げられている保険会社の資産・負債の評価については、保険会社の保有資産は、保険の負債に対応し、保険契約者に対するコミットメントを維持するための資産負債管理に基づき運用されており、株主のみの利益のために運用されているわけではない。

また、売却可能金融資産を除いたことは、IFRS9 号の依拠するビジネス・モデル・アプローチとの一貫性を欠く。保険会社の長期的なビジネスモデルは売却可能金融資産を通じて認識されるべきである。

- ・ 退職給付会計における即時認識強化の一環として、数理計算上の差異は発生時にすべてを「その他包括利益」で認識する方向性が示されている。仮に当期純利益での即時認識となると、雇用主の加入者に対する長期的な約束である年金制度が、当期純利益に過度な短期的変動をもたらさう。我々は、当期純利益ではなく、「その他包括利益」での認識の方向となったことは支持する。一方で、前述の観点から、数理計算上の差異についてもリサイクリングは必要と考える。
- ・ 収益認識基準の検討に際しては、我々は IASB に対し、世界各国における現実の商慣行に十分配慮した検討を行うよう求める。会計基準の変更が商慣行に影響を与える可能性を認識する必要がある。我々は、各々の取引において、投資家の判断を誤らせるような具体的な問題が存在する場合には会計基準の整備が必要である一方、そうでない場合には、既に定着している会計処理を否定するべきではないと考える。
- ・ リース会計基準に関しては、2010 年 8 月に発表された IASB と FASB とが抜本的な変更を提案した公開草案（ED）では、ファイナンスリースとオペレーティングリースの区別をなくす単一モデルの適用が提案されている。しかしながら、提案では、従来オフ・バランスとなっていたオペレーティングリースのオン・バランス化、リース期間の見積もりや変動リース料の定期的な再評価の必要性が生じるなど、恣意性が入る余地が大きいことから、課題が少なくない。我々は、ビジネス実態を十分に踏まえた適用を求めたい。また、リース契約とサービス契約の両方を含み、両契約が不可分である場合に、契約全体に対してリース会計基準を適用すると、サービスの構成要素である「原資産を適性に機能させるための役務提供」や「当該取引によって提供される付加価値」といった原資産の使用権以外の要素までオン・バランス化されることとなる。こうした要素は、リースの定義に該当しないだけでなく、財務諸表の資産・負債の概念を変容させかねないことから、我々は、ビジネス実態を適性に反映する会計処理を求める。
- ・ IASB の財務諸表表示プロジェクトに関しては、「その他包括利益」及び二計算書方式（損益計算書と包括利益計算書）が除かれる件に加えて、我々は、キャッシュフロー計算書について直接法の必須化が要求されている点を懸念している。財務諸表利用者は、間接法の開示で十分に有用な情報を得ており、企業負担が大幅に増加するコストを踏まえると、直接法の必須化に大きなメリットがあるとは思えない。

<税制>

WP-D / # 04 / EJ to EJ 日 EU 両政府に向けた税制関連の提言

- ・ 日本と欧州の政府は、子会社からの親会社への配当や、ロイヤリティ及び利息の支払いについて、出来る限り源泉免税となるよう配慮すべきである。日本や一部の EU 加盟国で、配当課税に関する改善がみられたものの、企業の負担となる二重課税の排除は引き続き重要であり、我々は、EU の全加盟国が速やかに日本との租税条約を締結することを要望する。国際的事業活動に対する経済的二重課税を排除するため、税務当局間の協議の場を確保することは重要であり、今般改正された日蘭租税条約と同様に租税条約には、移転価格税制にかかわる仲裁規定、対応的調整規定を盛り込むべきである。さらに、日欧税務当局は、移転価格税制に関する文書の共通化・簡素化、バイラテラル（二カ国間）およびマルチラテラル（多国間）APA（事前価格合意）の普及に一層努力することを要望する。
- ・ 企業会計のコンバージェンスが進展するにつれて、企業会計と、依然として国別の税制・税務との間に乖離が生じることになる。我々は、日欧の税務当局がこの乖離の問題に柔軟に対応することを要望する。
- ・ 企業がグローバル業務を行うに際して、各国における透明かつ公正な税制はきわめて重要である。例えば特定の産業または業種を対象とした税制が導入された場合には、資源配分を歪め、企業や経済の健全な発展を損なう恐れがある。透明かつ公正な税制の整備やその執行が今後も継続されていくことを望む。
- ・ 直接投資を支援するためには、事業への投資から得られる受取配当および売却時の株式譲渡利益を、法人税非課税とする投資資本参加免税制度が有効であり、その導入を検討すべきである。

日本およびEUの産業界から日本政府に対する提言

<金融サービス>

WP-D / # 05 / EJ to J 日本政府に向けた金融サービスに関する提言

- ・ 政府が郵政民営化の方針を変更し、政府出資を残しつつ新規ビジネスへの参入を可能にする方針を示したことから、日欧の金融機関により強い懸念が表明されてきた。我々は、新商品開発や新規ビジネスへの参入、あるいは貯金や保険の取り扱い限度額の引き上げまたは撤廃は、公正な競争条件が確保されるまで実施されるべきではないと考える。また、透明性の高い手続きを確立し、建設的な議論を通じて改革を進めるべきと考える。
- ・ 銀行及び証券会社を通じた保険販売が解禁され、消費者の利便性は向上している。一方で、銀行と企業の間にと信関係がある場合、当該銀行は当該企業に対し保険を販売することができない等の弊害防止措置が講じられている。本年その見直しが予定されており、消費者の利益保護に留意しつつ、さらなる消費者の利便性向上のため、規制改革が望まれる。
- ・ 震災からの復旧は最優先事項である。この緊急事態にあつて、日本政府は海外事業を扱う各関係機関に対して前例のない柔軟な対応を行ってきており、今後も継続されることが望ましい。同時に、政府は震災により深刻な打撃を受けた企業を支援する際、適性な市場競争にも十分に注意を払う必要がある。さらに、国債の発行に代表される復興財源の調達に際しては、債券流通市場の安定やインフレーションの抑制に十分留意するべきである。

<会計>

WP-D / # 06 / EJ to J 日本に向けた会計に関する提言

- ・ IFRS において有給休暇は負債に該当するとされている。日本では有給休暇引当金の計上はこれまで行われておらず、相当程度のインパクトを持つと想定されることから、慎重な検討が望まれる。
- ・ IFRS では「当期純利益」と「その他包括利益」に区分することとされているが、こうした利益の概念およびこれに伴うリサイクリングの範囲について、早い段階で整理することを要望する。とりわけ、わが国では「当期純利益」が基軸の業績指標と位置づけられており、会社法や税法との親和性も確保されていることから、日本基準の IFRS へのコンバージェンスが進められる際にも、従来どおりリサイクリングを行なう会計処理を求める。

<税制>

WP-D / # 07 / EJ to J 日本に向けた税制関連の提言

- ・ 我々は、企業が国際的な展開を滑らかに実行する為に、移転価格税制に関して、日本の税務当局が OECD モデルのような国際的共通モデルに基づき、国際的に齟齬のない制度の見直しを実現するとともに、執行においても、さらに透明性を確保するよう要望する。
- ・ 我々は日本政府に法人税率の一段の引下げを検討することを要求する。日本では、2010年12月の税制大綱で法人実効税率を現行の40%から5%程度引き下げる提案がなされている。世界で最も高い税率である40%からの引下げを実施する提案がなされているのは歓迎すべき動きである。しかしながら、諸外国において法人実効税率の引下げが加速しているなかで、日本企業の国際競争力確保、内外の投資促進等の観点から国際水準並みの30%をめどとした一段の引下げを実施すべきである。
- ・ 少子高齢化の進む日本では、国民ひとりひとりが現役時代に、資産運用を通じて老後に向けた資産形成を行う必要性が高まる。また同様に、医療（病院）や介護、年金分野における民間保険の役割が益々重要になってくる。我々は、日本政府に対して、そのような個人の自助努力への税制面での支援を引き続き要望する。

日本およびEUの産業界から EU政府に対する提言

<金融サービス>

WP-D / # 08 / EJ to E ソルベンシー・マージン規制（保険会社に対する健全性規制）

- ・ 2013年1月に導入される予定である保険会社の健全性規制、EU ソルベンシー II 規制において、欧州保険年金監督機構（EIOPA）は、EU 域内の保険契約者及び被保険者保護の観点から、第三国規制との同等性評価の手続き（equivalence assessments）に着手している。日本はこの手続きの一部（再保険）において第一次対象国とされ、既に EIOPA の要請に応じ、金融庁と民間事業者とが適宜連携し、証拠や意見の提出等を行っている。
- ・ 我々は、日本における保険会社・保険グループ向けの規制環境はEU と同等の水準にあると確信している。日本が EIOPA による肯定的な評価（positive equivalence determination）を得、債務履行に係る担保の抛出など、母国と進出国との二重規制による不利益を被らないことは、極めて重要であることを指摘する。また最長で2015年までと長期に及ぶとされる全体の評価手続きが建設的に進められるべきことを付言する。

<税制>

WP-D / # 09 / EJ to E EUに向けた税制関連の提言

- ・ 企業がグローバルな業務を行なうに際して、各国における透明かつ公正な税制を維持することは極めて重要である。例えば銀行課税のような特定の産業または業種を対象とした税制が導入されると、資源配分を歪め、企業や経済の健全な発展を損なう恐れがある。民間の経済活動を歪める予見可能性に欠く税制の導入がなされないことを要望する。
- ・ EU 域内で活動する日系企業の多くは、販売支援機能や会計機能の域内統合と合理化を実施しており、域内取引に係る税制は、グループとしての事業運営における意思決定に大きな影響を与える要因である。EU で事業を行う企業が、単一市場の恩恵を最大限享受することを可能にするために税制面の環境整備を要望する。特に、次を実現することを要望する。
- ・ 2011年3月16日中にEUの共通連結法人税課税基礎（CCCTB）に関する理事会指令案が提案されたことを歓迎する。EUのCCCTBが、早期に実現することで、対象グループ企業内の、組織再編の際の国境を越えたグッドウィル移転の際の課税解消、独立企業間原則の不適用による移転価格税制問題の解消、利益と損失の相殺の実現を求める。



- 合併指令（90/434/EEC）に関し、不動産取引税やその他の無形財産の移転の繰延対象への組み入れ、一部の加盟国が課税繰延を受ける条件として課している株式の保有義務期間の撤廃を求める。
- 移転価格税制：EU TPD を推進するために、企業が EU TPD を誠実に作成し、かつ期限内に提出した場合、文書化に関わる罰金のみならず加算税、延滞税を免責するよう、税務当局は約束すべきである。
- VAT：VAT 制度は EU 共通の制度であるが、現実には加盟国の裁量が大きいため、VAT 申告業務の集中化は相当な財務リスクにつながる。グループ企業の EU 各国の VAT 申告事務を容易に一カ所に集中させることができる程度まで、VAT 制度を簡素化、統一すべきである。